

# 知財訴訟の迅速かつ適切な解決に向けての提言

## 問題点の所在

## 解決に向けての提言

### 1. 侵害訴訟における有効性の判断と無効審判のあり方

【有効性 / 抵触性の判断の分離に基づく問題点】

- ・手続きのダブルトラック [有効性の攻防 (有効or無効の抗弁) を裁判所 / 特許庁の2ヶ所でやらねばならない] による煩雑さ
- ・審理構造 (申立主義/職権主義) の相違と判断の相違
- ・裁判手続きと並行し、無効審判・審決取消訴訟手続による審決確定の長期化
- ・侵害訴訟/無効審判におけるクレーム解釈の主張が相反
- ・特許法解釈論の確立の欠如 (特にクレーム解釈) (判断の普遍性の欠如)
- ・キルビー判決においては「無効事由存在の明白性」を要求している。 ユーザはこの「明白性」を予見しづらい

目指すべき方向性:  
侵害訴訟 (私人間の紛争) は裁判所において一回的に解決する

裁判所における例外なき有効性の判断  
侵害訴訟が提起された場合は、無効審判請求の遮断  
特許無効を理由とする差止・損害賠償請求権不存在確認訴訟も認める  
裁判所組織体制の確立 (後述)

### 2. 証拠収集手続の拡充と営業秘密の保護

侵害立証は、営業秘密に係る情報の開示がないと不可能 権利行使不可能 (権利保護の欠如)  
特に最近のIT関連発明 (ハード ソフト) においては、パブリックドメインからは侵害立証が困難  
開示した営業秘密の保護措置が不完全

目指すべき方向性:  
侵害立証の容易化と侵害の予防効果を高める

少なくとも侵害立証に限って営業秘密に係る情報といえども証拠開示を強制すべき。 但し、米国における広範なディスカバリ制度とは区別要  
開示された営業秘密情報の適切な保護  
弁護士・弁理士の秘匿特権の明確化

### 3. 裁判所の組織体制の確立

裁判管轄:  
現状では、裁判所はすべての訴訟を取り扱わねばならないので、知財専門性の確保、特許法の一貫性ある解釈、ユーザから見た法的安定性の確保が難しい。  
専門性・透明性の確保が不十分  
・技術裁判官の不存在  
・調査官の役割が不明確

目指すべき方向性: 裁判の専門性の確保

東京地裁と大阪地裁を専属管轄化するとともに、控訴裁判所は東京高裁の専属管轄とする  
専門性・透明性確保の方策  
・裁判官の増員、育成 (技術裁判官の育成)  
・調査官の役割の明確化、裁判官に対する補佐内容の当事者への開示と反駁機会の確保